



岡山市市民協働推進モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市とNPO法人等市民活動団体（以下「市民活動団体」という。）との協働を推進し、社会課題の解決を官民協働の手法により進めるため、市民活動団体からの協働事業を公募し、予算の範囲内において岡山市市民協働推進モデル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金交付の対象となる協働事業（以下「協働事業」という。）は、市民協働のモデルとなるべき事業で、次の各号に掲げる要件をすべて満たしたものとする。

- (1) 原則として岡山市内で実施される事業であり、社会課題を解決し、公益増進に寄与するために市との協働で取り組みがなされるもの
- (2) 市民活動団体の先駆性、専門性等を活かし、市民のニーズに沿った、きめ細かな対応や公共サービスの発展と継続が期待できるもの
- (3) 提案団体と市との役割分担が明確で、協働することでより効果が期待でき、事業の成果が具体的に示されるもの
- (4) 人員計画、実施日程、予算の積算等が適正であり、事業の実現が可能性なもの
- (5) 市との信頼関係を築き、共に理解しあいながら意欲的に取り組めるもの
- (6) 補助金の交付の決定があった日以降に開始し、補助金の交付の決定があった年度の3月31日までに終了するもの
- (7) 次のいずれにも該当しないもの
 - ア 営利を目的とするもの
 - イ 国、地方公共団体等から助成を受けているもの
 - ウ 施設等の建設及び整備を目的とするもの

(補助事業の種別)

第3条 協働事業は、次の2種とする。

- (1) 市民活動団体が解決を図りたい課題とその方法（事業内容）を提案するもの（以下「NPO提案型」という。）
- (2) 解決を図りたい課題について行政が提案し、その方法（事業内容）を市民活動団体が提案するもの（以下「行政提案型」という。）

(補助対象団体)

第4条 補助対象団体は、自主的に社会貢献活動を行う団体で、次の各号の要件いずれにも該当する市民活動団体、又は2以上の市民活動団体の協議体等とする。

- (1) 市民活動団体
 - ア 団体の活動により得た利益の分配を目的としない非営利団体であること
 - イ 岡山市又は岡山市に隣接する市・町の区域内を主な活動範囲としていること
 - ウ 定款・規約・会則等を有していること
 - エ 団体としての運営及び会計処理が引き続き1年以上適正に行われていること。ただし、ESD・市民協働推進センター（以下「センター」という。）が事前相談を受け、協働事業提案に向けて、協働する市担当課等（以下「協働部署」という。）とセンターが参加して協議を行う過程で設立に至った市民活動団体等の場合は、この限りではない。
 - オ 10人以上で構成されていること

- カ 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反していない団体であること
 - キ 市税を滞納していない団体であること
 - ク 宗教活動、政治活動を主たる目的とする団体でないこと
 - ケ 暴力団又はその構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと
 - コ 国、地方自治体等が団体の構成員又は、事務局として参加している団体でないこと
- (2) 2以上の市民活動団体の協議体等
- ア (1)のすべての要件を満たす団体を代表団体としていること
 - イ 協議体の全ての構成団体が(1)のカ、キ、ク、ケの要件を満たしていること

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、事業実施のために直接必要な経費であり、原則として事業実施期間内で支払われた、人件費、報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料・賃借料、委託料等補助事業の実施に要する経費(団体の運営のための経費及び次の各号のいずれかに該当するものを除く。)であって、市長が当該補助事業の実施に必要であると認めるものとし、委託料を計上する場合は、補助金交付申請額の3分の1以内とする。

- (1) 事業に直接関わりのないスタッフに対する人件費
- (2) 団体の構成員に対する謝礼
- (3) 施設及び設備の整備及び改修に関する費用
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とするものに係る費用
- (5) 公序良俗に反するおそれがあると認められるものに係る費用
- (6) 国、地方公共団体の補助制度の対象となっているものに係る費用
- (7) その他市長が適当でないと認める費用

(補助金額)

第6条 補助金額は、前条に規定する補助対象経費に5分の4(ただし、「行政提案型」の場合は5分の5)を乗じて得た額の範囲内で、200万円を上限として市長が定める額とする。ただし、補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 市民協働推進モデル事業提案書
- (2) 団体の概要書
- (3) 市税を滞納していないことを証明する書類
- (4) その他事業に関する資料

(ESD・市民協働推進センターの支援等)

第8条 協働事業の効果を高めるため、センターが支援等を行うものとする。

- 2 センターは、協働事業の提案団体と協働部署との協議に立ち会い、両者の協議が円滑かつ効果的に進められるよう助言を行う。
- 3 センターは提案団体、協働部署及び市民協働企画総務課の要請に応じて協議及び協働事業に立ち会うことができる。

(提案された協働事業の審査及び決定)

第9条 提案された協働事業の審査は、当該申請に係る書類の審査及び協働事業の実施団体等によるプレゼンテーション並びにヒアリングにより行う。

- 2 審査は岡山市協働推進委員会（以下「委員会」という。）において行い、市長が決定する。委員会は審査を行うためにセンターの意見を聴取することができる。
- 3 審査に関し必要な事項は別に定める。

（着手届及び完了届の免除）

第10条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

（協働事業に関する報告並びに評価等）

第11条 市長は協働事業の実施団体に対して、状況の報告を必要に応じて求めることができる。

- 2 すべての協働事業実施団体は事業実施の中間期及び終了後、協働事業の経過又は成果を証する書類等を市長に提出しなければならない。
- 3 評価は委員会において行い、市長に報告する。委員会は、評価を行うためにセンターの意見を聴取することができる。
- 4 報告及び評価について必要なことは別に定める。

（実績報告）

第12条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- （1）市民協働推進モデル事業報告書及び評価表
- （2）実施した事業の状況がわかる写真及び資料
- （3）領収書その他補助対象経費の支払が証明できる書類

（補助金の完了前交付）

第13条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の一部を交付できる額は、交付すべき補助金の額の100分の75以下とする。

- 2 前項の規定により、補助事業の完了前に交付できる回数は、1回とする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月16日から施行する。

平成 31 年度岡山市市民協働推進モデル事業（補助制度）審査要領

第 1 条 （審査委員）

岡山市市民協働推進モデル事業（以下「モデル事業」という。）は、岡山市協働推進委員会（以下「委員会」という。）において審査を行い、採点し、モデル事業補助対象事業への推薦順位を決定する。なお、補助対象事業の決定は岡山市長が行う。

- 2 委員会委員（以下「委員」という。）のうち、事業提案団体に所属する者は、当該団体が提案する事業についての採点を行わないこととする。ただし、審査協議において、委員長が必要と認めた場合は意見を述べることができる。

第 2 条 （審査の方法）

前条の審査は第 3 項に規定する書類による審査及び委員会における提案団体及び提案事業を協働で実施する岡山市の部署（以下「協働部署」という。）によるプレゼンテーション、委員による提案団体及び協働部署へのヒアリングをもって行う。

- 2 「NPO 提案型」、「行政提案型」とも一括して審査を行う。
- 3 審査の対象となる書類は申請のため提出された「平成 31 年度岡山市市民協働推進モデル事業提案書」及び添付資料とする。ただし、事務局が事業内容・団体概要に関わらないと判断した資料は省くことができる。
- 4 委員は審査のために資料の提出を求めることができ、委員会の了承を経て、それを審査の対象とすることができる。
- 5 審査は別紙平成 31 年度岡山市市民協働推進モデル事業審査票（以下「審査票」という。）にもとづく採点により行う。
- 6 審査の項目及び配点は次のとおりとする。
 - （1）目的・課題・目標設定（10 点満点）
 - （2）発展性（5 点満点）
 - （3）実現性（5 点満点）
 - （4）成果（5 点満点）
 - （5）協働効果（5 点満点）
- 7 前項の各審査項目の審査の視点は審査票記載のとおりとする。
- 8 委員は委員会の前に書類審査を行い、審査項目ごとに仮採点を行う。
- 9 委員は、第 1 項の結果をふまえて前項の仮採点結果を修正して本採点とする。

第 3 条 （審査会）

プレゼンテーションには、提案団体及び協働部署からそれぞれ 1 名以上参加することとする。提案団体からの参加がなかった場合、提案を取り下げたものとみなす。協働部署の参加は、文書による所見提出に替えることができるものとする。

- 2 プレゼンテーション、文書による協働部署の所見提出及びヒアリングを次のとおり行う。
 - （1）提案団体及び協働部署による提案事業についてのプレゼンテーション 5 分以内

- (2) 委員からの提案団体及び協働部署へのヒアリング 5分以内
- (3) 前項の文書による協働部署の所見は、事務局が印刷して配布する。

第4条 (推薦順位の決定)

各提案事業について、委員の第2条第9項の本採点を合計し、採点者数で除して、平均得点を算出する。

- 2 前項の平均得点の高い事業の順を委員会の推薦順として市に提出する。ただし、同点、同順位となった事業については、委員の投票により順位を決定する。
- 3 委員の採点のうち、著しく高いもしくは低い採点を行った者については、委員長がヒアリングを行うことができる。
- 4 委員の意見をとりまとめ、事業の見直しを求めることを条件に推薦をすることができる。なお、条件付きで推薦となった場合、次回委員会において見直し結果を報告し、委員会の承認を求めることとする。
- 5 予算の範囲内であっても、委員会が定める基準点を下回る場合は推薦しないことができる。
- 6 委員は、すべての事業について、個別意見を述べるることができる。
- 7 委員長は、基準点を提案することができる。
- 8 委員長は、委員の個別意見をとりまとめ、講評を付して岡山市に提出することができる。

第5条 (委任)

その他必要なことは委員会で協議して決定する。

(別紙)

平成31年度岡山市協働推進モデル事業(補助制度) 審査票

		委員名		
事業名		配点	事前書類審査 (仮採点)	最 評 終 価
団体名				
評価項目	評価の視点			
1 目的・課題 目標設定	① 岡山市(行政)が関与する必要性があるか。 ② 社会や地域の課題の解決に具体的につながるか。 ③ 解決すべき課題の把握が具体的、客観的に行われているか、また、原因や課題を協働で把握するための計画が含まれているか。 ④ 具体的で評価しうる目標が設定され、妥当なものか。	10点	点	点
2 発展性	事業が市民の視点から新たな公共サービスの提供につながる発展・継続的なものであるか。	5点	点	点
3 実現性	①事業内容の日程、体制、方法、予算積算が適切になされているか。 ②事業の実施における法律的な課題や関係機関との調整は原則として解決されているか。 ③提案団体が事業を行っていくための専門性や知識、体制、経験などの能力を有しているか。 ④事業の成果と費用について妥当性があるか。 ⑤実務責任者が明確であり事業を実施できる体制があるか。	5点	点	点
4 成果	①具体的な効果、成果が期待できるか。 ②市民の満足度の向上が期待できるか。	5点	点	点
5 協働効果	①協働することで相乗効果、波及効果が期待されるか。 ②提案団体と岡山市との役割分担と責任が具体的で適切か。 ③今後の協働事業のモデルとなるか。	5点	点	点
※5段階評価 … 5 非常に良い 4 良い 3 普通 2 あまり評価できない 1 評価できない ※10段階評価…10 非常に良いA 9非常に良いB 8良いA 7良いB 6普通A 5普通B 4 あまり評価できないA 3あまり評価できないB 2評価できないA 1評価できないB		合計 30点	点	点

総合評価記載欄